（競技スポーツ課の所掌事務）

第八十八条　競技スポーツ課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　スポーツに関する競技水準の向上に関すること（国際課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

二　全国的な規模において行われるスポーツ事業のうち、国民体育大会その他の全国的な競技水準において行われるものに関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。

（国際課の所掌事務）

第八十九条　国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　スポーツの振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。

二　スポーツ庁の所掌事務に係る国際協力に関すること。

三　国際的な規模において行われるスポーツ事業に関すること（オリンピック・パラリンピック課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

四　スポーツにおけるドーピングの防止活動の促進に関すること。

（オリンピック・パラリンピック課の所掌事務）

第九十条　オリンピック・パラリンピック課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関すること。

二　オリンピック運動及びパラリンピック運動に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

（参事官の職務）

第九十一条　参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　次に掲げる事項に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

イ　地域の振興に資する見地からのスポーツの振興

ロ　スポーツの振興に寄与する人材の育成（学校における体育に係るものを除く。）及びスポーツ団体の事業の適正かつ円滑な実施（民間事業者との連携を含む。）の促進

二　スポーツのための補助（前号イ及びロに掲げる事項に係るものに限る。）に関すること。

三　国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業のうち、プロ野球、プロサッカーその他の専ら公衆の観覧に供するために行われるものに関すること。

四　公立及び私立のスポーツ施設の整備（公立の学校の体育施設の災害復旧に係るものを除く。）に関する指導及び助言に関すること。

五　公立のスポーツ施設の整備（学校の体育施設の災害復旧に係るものを除く。）のための補助に関すること。

六　私立学校教育の振興のための学校法人（放送大学学園を除く。）その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（体育施設の整備に係るものに限る。）に関すること。

第三款　審議会等

（スポーツ審議会）

第九十二条　スポーツ庁に、スポーツ審議会を置く。

2　スポーツ審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　スポーツ庁長官の諮問に応じてスポーツの振興その他のスポーツに関する施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議すること。

二　前号に規定する重要事項に関し、スポーツ庁長官に意見を述べること。

三　スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十一条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

3　前項に定めるもののほか、スポーツ審議会に関し必要な事項については、スポーツ審議会令（平成二十七年政令第三百二十九号）の定めるところによる。

第二節　文化庁

第一款　特別な職

第九十三条の次に次の款名及び目名を付する。

第二款　内部部局

第一目　長官官房及び部の設置等

第九十八条の次に次の目名を付する。

第二目　課の設置等

附則第三項中「第三十四条各号」を「第三十三条各号」に改める。

附則第四項中「第三十六条各号」を「第三十五条各号」に改める。

附則第五項中「第三十七条各号」を「第三十六条各号」に改める。

附則第六項中「第三十九条各号」を「第三十八条各号」に改める。

附則第七項中「第七十条」を「第六十七条」に改め、附則に次の一項を加える。

（スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課の設置期間の特例）

8　スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（行政機関職員定員令の一部改正）

第二条　行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣府の項中「一三、八四八人」を「一三、八四五人」に改め、同表外務省の項中「五、八六六人」を「五、八六二人」に改め、同表文部科学省の項中「二、〇八八人」を「二、一一八人」に改め、同表厚生労働省の項中「三一、七八三人」を「三一、七八〇人」に改め、同表農林水産省の項中「二二、〇〇五人」を「二二、〇〇一人」に改め、同表経済産業省の項中「八、〇二一人」を「八、〇一八人」に改め、同表国土交通省の項中「五八、八二〇人」を「五八、八一五人」に改め、同表環境省の項中「二、九二一人」を「二、九二〇人」に改め、同表合計の項中「二九六、三〇九人」を「二九六、三一六人」に改める。

（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令の一部改正）

第三条　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「文部科学省」を「文部科学省　スポーツ庁」に改める。

（スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行令及びスポーツ基本法施行令の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「中央教育審議会」を「スポーツ審議会」に改める。

一　スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行令（平成十年政令第三百六十三号）第四条

二　スポーツ基本法施行令（平成二十三年政令第二百三十二号）第一条

（周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令の一部改正）

第五条　周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六号を第二十七号とし、第十三号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　スポーツ庁

（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）

第六条　武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十九号を第三十号とし、第十四号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　スポーツ庁